

特定健康診査等実施計画 (第三期)

(対象：平成30年4月1日～平成36年3月31日)

三菱地所健康保険組合

= 目次 =

- I 特定健康診査等の取り組みについて
 - 1. 背景及び趣旨
 - 2. 当健康保険組合の現状
 - 3. 特定健康診査等の基本的考え方
 - 4. 特定健康診査等の実施に係る留意事項
 - 5. 事業者等が行う健康診断及び保健指導との関係
 - 6. 特定保健指導の基本的考え方
- II 実施目標
 - 1. 特定健康診査及び特定保健指導
 - 2. 特定健康診査等の実施の成果
- III 特定健康診査等の実施方法
 - 1. 実施場所
 - 2. 実施項目
 - 3. 実施時期
 - 4. 委託の有無
 - 5. 受診方法
 - 6. 周知・案内方法
 - 7. 健診データの受領方法
 - 8. 特定保健指導対象者の選定方法
- IV. 個人情報保護
- V. 特定健康診査等実施計画の公表・周知
- VI. 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し
- VII. その他

I 特定健康診査等の取り組みについて

1. 背景及び趣旨

我が国は国民皆保険のもと高い平均寿命や高度な保健医療水準を達成してきた。しかし、急速な少子高齢化や国民の意識変化などにより大きな環境変化に直面しており、医療制度を持続可能なものにするために、その構造改革が急務となっている。

この高齢化の進展により、死亡原因において生活習慣病の割合が高くなり、また医療費に占める割合も大きく増加している。

このような状況に対応するため、平成 20 年度より「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づいて、保険者は被保険者及び被扶養者に対し、糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査（特定健康診査）及びその結果により健康の保持に努める必要がある者に対する「特定保健指導」を実施することとされた。

本計画は、当健康保険組合の特定健康診査及び特定保健指導の実施方法に関する基本的な事項、特定健康診査及び特定保健指導の実施並びにその成果に係る目標に関する基本的事項について定めるものである。

2. 当健康保険組合の現状

当健康保険組合は、三菱地所㈱及びその関連会社である不動産賃貸、ビル及び住宅分譲、マンション管理、ホテル営業等のサービス業を主たる業として行っている事業所が加入している単一健康保険組合である。平成 30 年 3 月末現在の事業所数は 24、被保険者の総数は 8,296 人、平均年齢は男性 43.26 歳、女性 36.95 歳で男性が 71.2%を占めている。被扶養者の総数は 7,638 人で扶養率 92.1%である。40 歳以上の特定健康診査等の対象者数は、平成 29 年 10 月末現在で、被保険者 4,674 人、被扶養者 2,181 人で合わせて 6,855 人となっている。

40 歳から 64 歳の比率が全国平均と比較して高く、医療費に占めるメタボ系疾患の割合は主要疾患別で最も高額となっており、1 人当たりの医療費も高額である。

労働安全衛生法で義務化されている被保険者の定期健康診断については、各事業主が個別に契約している健診機関での受診と、当健康保険組合が保健事業の一環として 30 歳以上の被保険者及び被扶養者を対象とした人間ドックであり、その受診費用補助を行っている。

なお、平成 30 年度の人間ドックの受診者数は被保険者・被扶養者合わせて 1,204 人であり、同事業の利用によって生活習慣の改善に自身で取り組んでいると考えられる。

3. 特定健康診査等の基本的考え方

日本内科学会等内科系 8 学会が合同でメタボリックシンドロームの疾患概念と診断基準を示した。これは、内臓脂肪型に起因する糖尿病、高脂血症、高血圧は予防可能であり、発症した後も血糖、血圧をコントロールすることにより重病化を予防することが可能であるという考え方を基本としている。

メタボリックシンドロームの概念を導入することにより、内臓脂肪の蓄積や、体重増加等が様々な疾患の原因になることをデータで示すことができるため、健診受診者にとって生活習慣の改善に向けての明確な動機付けができるようになる。

4. 特定健康診査等の実施に係る留意事項

被保険者の健診については事業主が実施し、そのデータは健康保険組合でも管理する。被扶養者及び任意継続被保険者の健診、被保険者・被扶養者及び任意継続被保険者の保健指導については、当健康保険組合が主体となって実施する。

5. 事業者等が行う健康診断及び保健指導との関係

被保険者の健診については、人間ドックを除き事業主が実施する。事業主が実施した場合に健診費用は事業主が負担し、当健康保険組合はそのデータを事業主（または当該医療機関）から受領する。事業主は被保険者に労働安全衛生法に基づく健康指導を実施していく必要があることから、保健指導を効果的・効率的に実施するために、事業主側とは十分協議しながら実施する。

6. 特定保健指導の基本的考え方

生活習慣病予備群の保健指導の第一の目的は、生活習慣病を発症させないことである。そのための保健指導では、対象者自身が健診結果を理解して自らの生活習慣を自覚し、生活習慣の改善に取り組むことを支援することにある。

II 実施目標

1. 特定健康診査及び特定保健指導

特定健康診査

(%)

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	国の参酌標準
被保険者	50.0	60.0	70.0	80.0	90.0	95.0	—
被扶養者	30.0	40.0	50.0	60.0	70.0	80.0	—
被保険者+被扶養者	43.6	53.6	63.6	73.6	83.6	90.2	90.0

特定保健指導

(%)

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	国の参酌標準
被保険者	30.0	40.0	50.0	60.0	70.0	70.0	—
被扶養者	10.0	20.0	30.0	40.0	50.0	60.0	—
被保険者+被扶養者	25.6	35.2	45.0	54.8	64.7	67.2	55.0

2. 特定健康診査等の実施の成果

特定健診・特定保健指導の効果は、特定保健指導対象者の減少率をもって測定する。

Ⅲ 特定健康診査等の実施方法

1. 実施場所

特定健診

被保険者については、事業主が実施する定期健康診断により行う。

被扶養者及び任意継続被保険者については、当健康保険組合が契約している委託会社で行う。委託会社は全国の医療機関と提携しているので、対象者は希望する医療機関で随時受診が可能となる。

特定保健指導

保健指導専門の各種のプログラムを提供する複数の委託会社と契約し、対象者は自宅でのオンラインによる指導など希望のプログラムを選択できるようにする。

2. 実施項目

特定検診

実施項目は、「標準的な健診・保健指導プログラム（第2編第2章）」に記載されている健診項目とする。

特定保健指導

複数の委託会社と契約し、食事指導を中心としたプログラムや、運動指導中心のプログラムなど、対象者の特性に合ったものを選択できるようにする。

3. 実施時期

特定検診

被保険者は、各事業者が行う健診の実施時期に随時実施する。

被扶養者及び任意継続被保険者については、年1回対象者宛て委託会社を通じて通知し、提携している医療機関で随時実施する。

特定保健指導

特定検診の結果により、対象者を選定し年1回委託会社を通じて案内を送付し、実施する。

4. 委託の有無

特定健康診査

被扶養者あるいは任意継続被保険者の特定健診については、全国の医療機関と提携している外部会社と個別契約して行う。

特定保健指導

複数の保健指導専門の外部会社と個別契約し、対象者の希望に沿うプログラムの選択を可能にしている。

5. 受診方法

特定健診

被保険者の健診については、事業主から労働安全衛生法の定期健診として受診要領を案内する。

被扶養者あるいは任意継続被保険者の健診については、当健康保険組合が委託会社を通じて

特定健診として受診案内を送付する。

また、40歳以上の被保険者及び被扶養者については、人間ドックの受診を特定健診として取り扱い、この費用は当健康保険組合で一部補助を行う。

特定保健指導

被保険者・被扶養者及び任意継続被保険者の特定健診受診者で、その受診結果を用い階層化を行い、更に、その他データを用い当該年度の特定保健指導対象者と選出した者に対し、当健康保険組合から委託会社を通じて受診案内を送付する。

なお、被扶養者及び任意継続被保険者の特定健診、被保険者・被扶養者及び任意継続被保険者の特定保健指導の費用については、当健康保険組合が全額負担する。

6. 周知・案内方法

当健康保険組合より対象者に直接案内をするとともに、人間ドック受診に関してはホームページに掲載し周知を行う。

7. 健診データの受領方法

健診のデータは、事業主および契約健診機関から電子データを随時（又は月単位）受領して、当健康保険組合で保管する。

また、特定保健指導については外部委託先機関実施分についても同様に電子データで受領するものとする。尚、保管年数は当健康保険組合が実施した分も含め、5年とする。

8. 特定保健指導対象者選出の方法

特定保健指導の対象者については、健診結果、生活習慣、年代、本人の意識等の様々なデータを用い当健康保険組合が外部専門機関と協議し対象者を選出する。

また、40歳未満の者は、特定保健指導の法定の対象者ではないが、将来対象者になることから、本計画とは別に法定外の措置として保健指導対象者とすることも想定している。

IV 個人情報保護

当健康保険組合は、三菱地所健康保険組合個人情報保護管理規定を遵守する。

当健康保険組合及び委託された健診・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしてはならない。

当健康保険組合のデータ管理者は、常務理事とする。またデータの利用者は当健康保険組合職員に限る。

外部委託する場合は、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記することとする。

V 特定健康診査等実施計画の公表・周知

本計画の周知は、当組合のホームページに掲載する。

VI 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

当計画については、毎年保健事業推進委員会において実施状況を踏まえ、問題点・対策などを検討する。目標と大きくかけ離れた場合その他必要がある場合には見直すこととする。

VII その他

当健康保険組合に所属する職員については、特定健診・特定保健指導等の実践養成のための研修に随時参加させる。

以 上